

【令和3年度決算】 健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、南牧村の令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

公表が義務付けられた各指標は、国が財政健全化計画及び経営健全化計画の策定基準として定めた早期健全化基準等をいずれも下回り、南牧村の財政状況は健全であることを示す結果となりました。

○健全化判断比率

区 分	南牧村の比率	判 断 基 準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (赤字なし)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	20.00%	30.00%
実質公債費比率	2.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	— (将来負担なし)	350.0%	

○資金不足比率

特別会計名	南牧村の比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	— (資金不足なし)	20.0%
自然休養村特別会計	— (資金不足なし)	
生活排水特別会計	— (資金不足なし)	

用語解説

- 実質赤字比率** 一般会計等の実質的な赤字額が標準財政規模※に占める割合。
- 連結実質赤字比率** 全会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める割合。
- 実質公債費比率** 一般会計等が負担する公債費が標準的財政規模に占める割合。
- 将来負担比率** 一般会計等が将来負担すべき債務が標準的財政規模に占める割合。
- 資金不足比率** 公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合。

※標準財政規模……税収入、各種譲与税、普通交付税など各自治体に共通した標準的な収入のことで、自治体が通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値。